

臨時株主総会及び普通株主による  
種類株主総会招集のための基準日設定公告

平成 21 年 4 月 16 日

株主各位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号  
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス  
代表取締役社長 佐々木 力

当社は、平成 21 年 6 月中旬に開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において権利を行使することのできる株主を確定するため、平成 21 年 5 月 1 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することのできる株主といたします。

（注）当社は、上記臨時株主総会において、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款の一部変更を行うこと、②当社が発行している全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款の一部変更を行うこと、及び、③当該全部取得条項付種類株式全ての取得と引換えに別個の種類株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記臨時株主総会において上記①の定款変更議案が決議されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号により上記種類株主総会の決議が必要となります。そのため、上記臨時株主総会のほか、上記種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

**【株主名簿管理人 事務取扱場所】**

東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号  
みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部